

コンプライアンス推進規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、NanoFrontier 株式会社（以下「当会社」という。）における競争的研究費等の運営・管理に関するコンプライアンス（法令遵守）体制を整備し、不正使用及び研究活動における不正行為（以下「不正行為等」という。）を未然に防止するとともに、公正かつ透明な研究活動の推進を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当会社の役員、従業員その他競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）に適用する。

第3条（定義）

本規程において、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究費等」とは、科学研究費助成事業（科研費）その他の競争的資金及び公的研究費をいう。
- (2) 「不正使用」とは、競争的研究費等の他の用途への使用、競争的研究費等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した使用、及び競争的研究費等の架空請求・水増し請求その他の虚偽の方法による不正な受給をいう。
- (3) 「研究活動における不正行為」とは、捏造、改ざん及び盗用をいう。

第2章 責任体制

第4条（最高管理責任者）

当会社に最高管理責任者を置き、代表取締役をもってこれに充てる。

2 最高管理責任者は、当会社全体の競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負い、不正防止対策の基本方針を策定し、それに基づく必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を指名する。

4 最高管理責任者は、自ら定期的に啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

第5条（統括管理責任者）

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実務上の責任者とする。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止対策の組織横断的な推進
- (2) 不正防止計画の策定及び実施
- (3) コンプライアンス教育及び啓発活動の統括
- (4) 構成員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等のモニタリング
- (5) 内部監査の実施体制の整備
- (6) その他不正防止に必要な措置

3 統括管理責任者は、不正防止対策の実施状況を最高管理責任者に定期的に報告する。

第6条（コンプライアンス推進責任者）

コンプライアンス推進責任者は、当会社における競争的研究費等に関するコンプライアンスの推進に責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 構成員に対するコンプライアンス教育の実施
- (2) 構成員からの誓約書の徴収及び管理

- (3) 競争的研究費等の執行状況の確認
- (4) 不正防止を図るため、構成員への相談対応及び助言
- (5) 構成員の法令遵守意識及び倫理意識の向上のための啓発活動（定期的に実施する。）

3 統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者は、兼務することができる。

第3章 不正防止計画

第7条（不正防止計画の策定）

統括管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及びそれに対する不正防止計画を策定し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

2 不正防止計画には、次の事項を含むものとする。

- (1) 不正を発生させる要因の分析
- (2) 不正防止のための具体的な対策
- (3) 実施スケジュール
- (4) 実施状況の評価及び見直し方法

第8条（不正防止計画の実施及び見直し）

統括管理責任者は、不正防止計画に基づく対策を実施し、その実施状況及び効果について定期的に確認及び見直しを行う。

2 不正防止計画の策定・実施・見直しにあたっては、内部監査部門と連携し、監査結果を計画に反映するものとする。

第4章 コンプライアンス教育及び啓発活動

第9条（コンプライアンス教育）

当社は、構成員に対し、競争的研究費等の適正な管理・執行及び不正防止に関するコンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育の実施方法、内容その他の詳細は、別に定めるコンプライアンス教育規程による。

第10条（誓約書）

構成員は、競争的研究費等の適正な管理・執行に関する規程等を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

2 誓約書の提出時期、様式その他の詳細は、コンプライアンス教育規程に定めるところによる。

第5章 告発等の取扱い

第11条（告発窓口の設置）

当社は、不正行為等に関する告発及び相談を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。

2 告発窓口は、人事総務部に置く。

3 当社は、東北大学と連携し、同大学の研究不正相談・告発窓口においても当会社に関する告発及び相談を受け付ける体制を整備する。

4 告発窓口の連絡先は、構成員に周知する。周知にあたっては、前項の東北大学窓口を含めるものとする。

第12条（告発の方法）

告発は、書面、電子メール、電話又は面談により行うことができる。

2 告発は、原則として顕名で行うものとする。ただし、匿名による告発であっても、告発の内容に合理性があり、かつ調査の端緒となり得る場合は、これを受理する。

第13条（告発者の保護）

当社は、告発を行った者（以下「告発者」という。）に対して、告発を理由とする不利益な取扱いを行ってはならない。

2 告発者の氏名その他告発者を特定し得る情報は、調査に必要な範囲を除き、秘密として取り扱う。

第14条（調査の実施）

最高管理責任者は、告発を受理した場合、速やかに調査の可否を判断し、必要と認めるときは調査委員会を設置して調査を行う。

2 調査委員会の構成その他調査の手続に関する事項は、最高管理責任者が別に定める。

3 調査の結果は、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて配分機関等に報告する。

第15条（被告発者の権利）

調査対象となった者（以下「被告発者」という。）には、調査の過程において弁明の機会を付与する。

第6章 措置

第16条（不正行為等に対する措置）

不正行為等が認定された場合、当社は次の措置を講じることができる。

- (1) 懲戒処分（就業規則に基づく）
- (2) 競争的研究費等により取得した物品等の返還
- (3) 損害賠償の請求
- (4) 配分機関等への報告
- (5) その他再発防止のために必要な措置

第 17 条（再発防止策）

不正行為等が発生した場合、統括管理責任者は、原因究明を行い、再発防止策を策定し、速やかに実施する。

2 再発防止策の内容は、コンプライアンス教育及び啓発活動に反映する。

第 7 章 雑則

第 18 条（内部監査の実施）

当社は、競争的研究費等の管理・執行の適正性を確保するため、定期的に内部監査を実施する。本規程に基づくコンプライアンス推進活動は、内部監査と連携して実施する。

2 内部監査は、統括管理責任者の計画に基づき、人事総務部が実施する。経理部は競争的研究費等の執行を担当する被監査部門とし、内部監査の実施には関与しない。

3 内部監査の対象は、前年度の競争的研究費等に係る契約実績の約 10%を抽出して行うことを原則とする。ただし、一定金額以上の取引については重点的に対象とする。

4 内部監査の結果は、最高管理責任者及び監事相当職に報告し、必要に応じて改善措置を講じる。

5 監事相当職は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、最高管理責任者に対し意見を述べる。

第 18 条の 2（内部監査の対象及び方法）

内部監査は、次の事項について行う。

- (1) 競争的研究費等の管理・執行体制の整備・運用状況
- (2) 研究費の執行手続の適正性
- (3) 証拠書類の整備・保管状況

(4) 物品の管理状況

(5) 不正防止計画の実施状況

コンプライアンス教育の受講状況及び誓約書の提出状況

2 内部監査は、次の方法により実施する。

(1) 会計書類（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書等）の突合検査

(2) 研究費の使用状況等に関する研究者からのヒアリング

(3) 競争的研究費等により取得した物品の現物確認

(4) 出張の事実確認（出張報告書及び用務先への照合等）

(5) その他統括管理責任者が必要と認める方法

3 内部監査の結果は、監事相当職に報告し、意見交換を行う。

第18条の3（監査結果の活用） 内部監査により把握された不備事項及び改善策は、不正防止計画及びコンプライアンス教育に反映する。

第19条（記録の保存）

本規程に基づく活動の記録は、管理部門において適切に保存し、内部監査等に活用できるよう管理する。

第20条（規程の改廃）

本規程の改廃は、代表取締役が決定する。

附則

本規程は、令和8年2月1日より施行する。

2 令和8年6月1日改訂。

以上